

ごみ出しサポート収集利用時の諸注意について

○ごみ出しサポート収集で収集が可能なごみは、別添「二宮町のごみの分け方・出し方」に記載のある、(1)可燃ごみ、(2)容器包装プラスチック、(3)ペットボトル、(4)BIN、(5)空き缶類、(6)金属、(7)古紙類、(8)布類、(9)廃食用油、(10)家電類、(11)蛍光管類、(12)破碎ごみ、(13)有害ごみ、(14)寝具類、(15)剪定枝の15品目になります。

○別添「二宮町のごみの分け方・出し方」のとおり分別を行い、可燃ごみについては、二宮町指定ごみ袋に入れて、その他のごみについては、それぞれ中身の見える透明又は半透明の袋に入れて、収集日の朝8時までに排出してください。

○分別ルールが守られていなかったり、排出日時を間違えたりすると、ごみは収集されず、収集場所に残されてしまっていますのでご注意ください。

○排出するごみは、町が提供するごみ出しサポート専用のごみ収納ボックスに収納することとし、収納ボックスに入らないものについても回収しますが、飛散防止対策とごみ袋にごみと張り紙をしてください。また、収納ボックスに入らないごみが多くならぬようにしてください。

○排出されたごみは、収集作業員が午前中に収集いたしますが、空の収納ボックスは排出場所へ残していきますので、収集後は、収納ボックスが破損したり紛失したりしないよう適宜、家屋内に収納いただきますようお願いいたします。

○収集場所にごみが排出されていない場合等には、必要に応じて、インターホンを鳴らし、ご利用者に声掛けを行う等、安否の確認を行いますが、声掛けに対する返事が無い等、利用者に異変を感じたときは、申請書に記載いただいた緊急連絡先又はご関係者に情報提供いたします。

○以下の場合、高齢介護課か環境衛生センターにご連絡をお願いします。

- ・入院等により長期不在となるとき
→ご自宅に退院されるまで休止となります
- ・ごみ出しサポート収集の利用を一時的に休止されている場合で、再開を希望するとき。
- ・施設等へ入所されたとき。
- ・ごみ出しサポート収集の利用の中止を希望するとき。
- ・申請の内容に変更があったとき。

※ご自宅で生活されている方向けのサービスとなります。施設等で生活をされる方は対象外となります。

○以下の場合には、ごみ出しサポート収集の利用を取消すことがあります。

- ・対象者としての要件を満たさなくなったとき。
- ・申請の内容に虚偽があったとき。
- ・町が定める分別を守らない等、収集を継続することが困難であると認められるとき。



利用申請に関する事務担当は、二宮町高齢介護課高齢福祉班

TEL 0463-75-9542

ごみ収集に関する事務担当は、二宮町生活環境課生活環境班

(環境衛生センター)

TEL 0463-72-3738